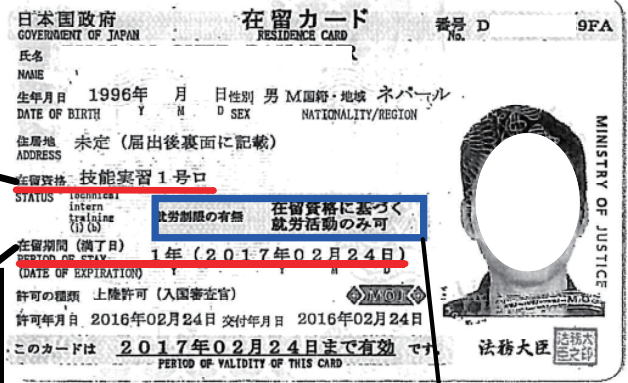


在留カード

2-1

在留資格：技能実習1号ロ

1号→1年目、2号→2～3年目
 (イ、ロ)受入れ機関の別
 イ→企業単独型
 ロ→団体監理型



2-2

在留期間：在留カード発行時に記載。1年目に技能習得の成果が一定水準以上に達していると認められるなどして、最長3年間の技能実習が行えます。
 ※期限の1か月前から本人・受入れ企業による更新手続きが必要。

技能実習制度以外の場合はこの就労制限の有無の記載内容を確認(裏面に詳細記載がある場合有り)

作業所で技能実習制度による外国人作業員を受け入れる際に確認する内容

- ①. 在留資格の内容が『技能実習〇号△』と記載されているか。
- ②. 現場入場し、作業する期間が在留期間(実習期間)内か。